

## クリーンステーションの増設手続き

### Step1

まずは、利用されるみなさんで話し合ってください、クリーンステーションの増設を進めることを決定してください。

### Step 2

クリーンステーションの増設を決定したら、候補地をみなさんで話し合ってください。その候補地について以下のことに留意してください。

- 歩行者や車両の通行に支障がある場所や道路交通法など関係法令に抵触する場所には設置できません。
- クリーンステーションを利用される方々、地域の理解が必要です。
- 特に候補地に隣接する住宅や事業所等には同意を得てください。
- 私有地への進入が必要な場合は、あらかじめ敷地所有者に許可を得てください。
- 収集車両が進入できない場所には設置できません。
- お住まいの地域の自治会の承認が必要な場合があります。

候補地を決めるにあたって、疑問等がある場合は、お住まいの区の環境局事業所へご相談ください。可能な範囲で助言や協議を通じて候補地の検討を一緒に進めさせていただきますが、候補地の最終決定は利用者の方で行っていただくことになります。

### Step 3

増設の候補地が決まれば、候補地の所在区の環境局事業所にご連絡ください。

- 現地で収集作業の安全上問題がないかなどを確認のうえ、クリーンステーションとして運用できるかの判断を行います。（※必要に応じて建設事務所等の関係機関との調整をお願いする場合があります。）
- クリーンステーション増設の手続き書類「(様式1) クリーンステーション変更届兼協議依頼書」を作成し、環境局事業所で増設に関する協議を行ってください。（※必要に応じて添付書類などを提出していただく場合があります。）
- 増設手続き終了後に収集開始日をお知らせします。（※収集ルートの変更を伴う場合など、すぐに対応できない場合もあります。）